

赤坂大輔議員に対する議員辞職勧告決議（案）

我々港区議会は、新型コロナウイルス感染症の影響により困難を強いられている区民の生命と生活、区内中小企業を守るため、行政と一体となって様々な対策に継続して取り組んでいます。

そのようなコロナ禍にある令和2年8月6日、赤坂大輔議員は公然わいせつ容疑で神奈川県宮前警察署の署員に現行犯逮捕されました。現職の港区議会議員が逮捕された事実は、テレビや新聞などの各メディアで報道されることになり、区民をはじめ多くの方から非難と厳正な対処を求める声が寄せられるなど、港区議会の信用を失墜させました。

赤坂大輔議員は、平成28年9月にも港区議会で辞職勧告が決議されたにもかかわらず勧告に従いませんでした。今般、このような事件を起こし、再び区民の信頼に背き、港区議会の品位を傷つけたことは決して許されるものではありません。

区民の信託を受けた代表として自覚を著しく欠いた行為の責任を認め、自らの意思で議員を辞職すべきであります。引き続き港区議会議員として活動を継続することは、区民をないがしろにするものと断ぜざるを得ません。

よって、港区議会は、赤坂大輔議員に対し、速やかに議員を辞職するよう強く求めます。

以上、決議する。

年 月 日

港 区 議 会